

防官情第2418号

18. 3. 27
一部改正 18. 7. 26
一部改正 18. 12. 26
一部改正 19. 8. 30
一部改正 20. 3. 25
一部改正 27. 10. 1
一部改正 27. 12. 1
一部改正 28. 1. 31
一部改正 29. 7. 1
一部改正 30. 3. 27

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

自衛隊の電波の監理に関する訓令の運用について（通達）

標記について、自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第30号）が全部改正され、自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）と改められたことに伴い、その運用方針が別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、本通達の制定に伴い、電波使用計画について（防装通第895号。48. 3. 5）、総務大臣に対する申請等の事務手続に関する代理人の指定について（運指第2387号。14. 3. 22）、「総務大臣に対する申請等の事務手続に関する代理人の指定について」の一部改正について（官情第853号。16. 2. 4）、移動局等検査規定について（防装通第1276号。39. 12.

10)、移動局等の無線設備の操作のうち資格を要さない操作について（運指第4374。9.8.4）及び無線従事者資格試験の採点基準及び合格基準について（防装通第470号。50.2.10）は廃止する。

添付書類：別紙

自衛隊の電波の監理に関する訓令の運用について

(電波使用状況調査)

第1 自衛隊の電波の監理に関する訓令（以下「訓令」という。）第4条に規定する移動局等の電波使用状況調査は、おおむね5年を周期として、訓令第12条各号に定める移動局等の種別について、原則として、次に掲げる周波数帯ごとに行うものとする。

	航空自衛隊	航空自衛隊以外
(1)	108MHz以下のもの	28MHz以下のもの
(2)	108MHzを超え222MHz以下のもの	28MHzを超え770MHz以下のもの
(3)	222MHzを超え770MHz以下のもの	770MHzを超え3400MHz以下のもの
(4)	770MHzを超え7900MHz以下のもの	3400MHzを超え10.5GHz以下のもの
(5)	7900MHzを超えるもの	10.5GHzを超えるもの

- 2 移動局等の調査事項については、訓令第12条各号に定める移動局等の種別ごとに、原則として、付表第1のとおりとする。
- 3 移動局等について使用状況調査を行うときは、整備計画局長の定めるところにより、対象となる周波数帯、提出時期及び提出方法を幕僚長等に通知する。

(法定局の電波使用状況調査)

第2 法定局の電波使用状況調査は、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第26条の2第1項に規定する利用状況調査をもって充てるものとする。

(臨時の電波使用状況調査)

第3 訓令第4条第3項の規定に基づき臨時の電波使用状況調査を行う場合は、整備計画局長の定めるところにより、調査内容、提出時期及び提出方法を幕僚長等に通知する。

(中長期電波使用見積り)

第4 統合幕僚長は、訓令第5条に規定する中長期電波使用見積りを作成する年度は作成した中長期電波使用見積りを、作成しない年度にあつては中長期電波使用見積りの見直しの結果をそれぞれ当該年度の12月31日までに防衛大臣に報告する。

(中期電波使用計画)

第5 統合幕僚長、陸上幕僚長等及び防衛装備庁長官は、毎年度、訓令第6条

に規定する中期電波使用計画を別記様式第1により作成し、3月15日までに防衛大臣に報告する。

- 2 総務大臣から承認を受けていない周波数の指定申請を伴う新たな計画が発生した場合には、訓令第6条第5項に従い、防衛大臣に報告する。

(法定局等の開設等における代理)

第6 訓令第7条第3項に基づき防衛大臣が別に指定する者は、付表第2のとおりとし、同項に基づき行うことができる事務手続は付表第3のとおりとする。

- 2 幕僚長等は、前項の規定に基づき代理人が行った事務手続のうち、電波法第14条に基づき交付を受け、又は同法第21条に基づき訂正を受けた場合は、防衛大臣に報告する。
- 3 陸上幕僚長等は、第1項の規定に基づき代理人が行った事務手続のうち、電波法第14条に基づき交付を受け、又は同法第21条に基づき訂正を受けた免許状の写しを統合幕僚長に送付するものとする。

(周波数等の指定申請)

第7 訓令第8条に規定する周波数等の指定申請は、別記様式第2により行うものとする。

- 2 周波数等の指定申請を行うに当たり、特に周波数等の秘匿を要する機器については、分類番号の指定を受けるものとする。分類番号は電波監理分類番号表により管理され、分類番号の新たな指定が生じた際に更新され、指定を受けた当該幕僚長等に通知される。なお、新たな通知を受けた際には、当該幕僚長等は更新前の電波監理分類番号表を返納するものとする。

(移動局等の申請書の記載事項)

第8 訓令第11条に定める別に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 周波数等
- (2) 無線設備の工事設計
- (3) 無線設備の電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)

第3条に規定するところの無線通信業務の分類

- 2 前項の事項は、申請書別紙又は別冊として提出するものとする。
- 3 訓令第11条各号に定める事項については別記様式第3を基準として申請を行うものとする。なお、同一無線機材が統合幕僚長及び陸上幕僚長等を開設者とするそれぞれの承認書の双方に記載されている場合には、当該無線機材が統合幕僚長の監督の下での運用を離れる際には、統合幕僚長は自らを開設者とする移動局等を変更又は廃止して、無線機材の共用を解除するものとする。

(移動局等の検査官)

第9 訓令第20条に定める検査官は、第1号に掲げる者であって、第2号に掲げるいずれかの資格又は経歴を有するものとする。

- (1) 所属等
 - (ア) 統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊に勤務する幹部自衛官及

び行政職俸給表（一）２級以上の技官又はこれに相当する者（以下「幹部技官等」という。）

- (イ) 陸上幕僚監部及び陸上自衛隊の通信科部隊等に勤務する幹部自衛官及び幹部技官等
 - (ウ) 海上幕僚監部及び海上自衛隊の通信関係部隊等に勤務する幹部自衛官及び幹部技官等
 - (エ) 航空幕僚監部及び航空自衛隊の通信電子関係部隊等に勤務する幹部自衛官及び幹部技官等
 - (オ) 防衛省本省の施設等機関、情報本部及び防衛監察本部並びに防衛装備庁に勤務する幹部技官等及び幹部自衛官
 - (カ) 防衛省本省の内部部局に勤務する部員及び幹部技官等
- (２) 資格又は経歴
- (ア) 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格
 - (イ) 自衛隊の甲種の無線資格
 - (ウ) 大学（短期大学及び防衛大学校、海上保安大学校を含む。）又は高等専門学校等の電気工学科、通信工学科、無線通信科等の卒業
 - (エ) 防衛大臣又は幕僚長等が定める無線通信の業務経歴

（検査の省略）

第10 訓令第20条第2項に規定する別に定める移動局等は、次の各号に定めるものであって、訓令第20条第1項第1号及び第2号に規定するいずれかの検査を行ってから5年以内であるものとする。

- (１) 電波法施行規則第3条第1項第8号に規定する陸上移動業務に使用される移動局のうち空中線電力が1kW以下の無線設備
- (２) 電波法施行規則第3条第1項第5号に規定する移動業務に使用される移動局のうち空中線電力が1kW以下の無線設備
- (３) 電波法施行規則第3条第1項第12号の2に規定する無線標定業務に使用される移動局のうち空中線電力が1kW以下の無線設備
- (４) 空中線電力1ワット以下の無線設備

（検査の基準）

第11 訓令第22条の規定に基づき別に定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (１) 承認書を有するものであること。また、承認書の記載事項と実装とは一致しているものであること。
- (２) 船舶局においては、指定された電波法施行規則第6条の5第3号に定める船舶局識別の識別信号が所定のものであること。
- (３) 当該移動局等の無線設備の操作に従事することのできる資格を有する無線資格者が配置されていること。
- (４) 送信設備
 - (ア) 電波の型式、周波数及び空中線電力は、防衛大臣の指定したものの範囲

内であること。

- (イ) 周波数の偏差、占有周波数帯幅、不要発射の強度及び空中線電力の偏差については、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の定める許容値内にあるものであること。ただし、防衛大臣が特に許容値を指定するときは、その許容値に適合するものであること。
- (ロ) ドアスイッチ、絶縁体等の高圧電気に対する安全施設は、電波法施行規則第22条及び第23条の規定に適合しているものであること。
- (エ) 電源回路（負荷電力10ワット以下のものを除く。）は、自動回路遮断器又はヒューズが装置されているものであること。また、その動作は、良好であること。
- (オ) 周波数切換装置は、円滑かつ確実に動作するものであること。
- (カ) 変調度は、防衛大臣の定める仕様書又は技術指令書の規格を満足するものであること。また電鍵操作を行う送信機又は無線機は、手送りの場合25ボア、自動電鍵操作の場合はその最高運用通信速度の10%増の通信速度において安定して動作するものであること。

(5) 受信設備

- (ア) 受信機から副次的に発射する電波の強度は、無線設備規則第24条の規定に適合するものであること。
- (イ) 感度、信号対雑音比及び選択度は、仕様書又は技術指令書の規格を満足するものであること。

(6) 空中線

- (ア) 空中線の整合は、十分良好なものであること。
- (イ) 移動体に取り付けられている空中線は、移動中に受ける振動及び衝撃等に耐えるよう装着されているものであること。

(7) レーダー

- (ア) レーダーのパルス幅及びパルス繰返し周波数は、仕様書又は技術指令書の規格に合致しているものであること。
- (イ) 距離の測定範囲、確度及び分解能並びに方位の測定確度及び分解能は、指示面において良好なものであること。

(8) 相互干渉

同一移動体に2以上の無線設備が設置されている場合の各無線設備の相互干渉は、それぞれの無線設備の運用に支障を与えるものでないこと。

第12 検査の成績は、前条各号に定める基準ごとについて次により区分する。

区 分	成 績
A	所定の基準を満足するもの。
B	検査の際は所定の基準を満足していなかったが、検査官の指示に基づいて措置した結果その基準を満足するに至ったもの。
C	所定の基準を満足しないもの。

第13 検査の結果その成績がCに該当するものないものは合格とし、Cに該当するもののあるものは不合格とする。

(検査の方法)

第14 検査は、防衛大臣又は幕僚長等の命ずる検査官が付表第4の検査官の担当区分により行うものとする。

2 検査官は、検査を厳正かつ公平に行わなければならない。

3 検査は、当該移動局等について直接責任を負う通信指揮官及び無線資格者の立会いのもとに行うものとする。

4 立会者は、検査が能率的に実施できるよう検査官に協力しなければならない。

第15 検査は、移動局等ごとに次により行うものとする。

(1) 当該移動局等の運用になるべく支障を与えないよう実施すること。

(2) 無線設備については、できる限り実用状態で行うこと。

(3) 送信装置の機能試験については、電波の発射を特に必要とする場合を除き、なるべく擬似空中線を使用すること。

(4) 試験電波の発射又は試験通信を行うときは、他の移動局等に混信妨害を与えないよう十分注意するとともに、調整符号の発射その他の通信方法は法令及び規則等に定められた方法によること。

第16 無線設備の検査については、工場等における技術試験若しくは検査成績又はその移動局等の通信検査の結果を参考として、その設備の性能を判定することができる。

第17 同一型式の無線設備の検査においては、当該同一型式の無線設備についての試験成績の提出があった場合は、検査官の裁量により抽出検査を行うことができる。

(移動局等の無線設備の操作のうち資格を要さない操作)

第18 訓令第25条第7号に規定する操作は、訓令第30条第1号の規定により防衛大臣が資格試験の免除を承認した課程に在籍する者が当該課程の教育訓練のために行う無線設備の操作であって、当該課程の教官(当該操作に従事することができる無線資格を有する者に限る。)の指導監督の下に行う操作とする。

(無線設備の操作に従事する者の資格試験の採点基準及び合格基準)

第19 実地試験の電気通信術の科目については、和文電信送受信、和文電話送受信、欧文電信送受信及び欧文電話送受信(以下「電気通信術分科目」という。)をそれぞれ100点満点(送受信の配点は、送信50点、受信50点とする。)として採点し、誤字1字、冗字1字又は脱字1字ごとにそれぞれ1.5点減点し、字体判読不能1字、発音聴取不能1字、訂正方法の誤り1回、訂正3回又は送信未了2字までごとにそれぞれ0.5点を減点する。

2 筆記試験の法規、英語及び技術の各科目については、問題別の配点回答表の示すところにより、それぞれ100点満点として採点する。

3 幕僚長等は、試験問題を作成し、防衛大臣の承認を得るに当たり、付表第5の無線資格者試験問題の評価表を提出するものとする。

第20 科目別合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実地試験の電気通信術の科目については、資格に対応する全部の電気通信術分科目がそれぞれ70点以上であること。

(2) 筆記試験の法規、英語及び技術の各科目については、60点（訓令第26条第2号の規定により、電波法及びこれに基づく命令（以下「電波法令」という。）の試験を免除された者の法規の科目については、電波法令を除いた全問題の配点の合計点の60パーセントに相当する点）以上であること。

2 総合合格基準は、資格に対応する全部の科目が科目別合格基準に適合することとする。

附 則

1 この通達は、平成18年3月27日から施行する。ただし、第1から第5までの規定は平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日までの間は、第9第1項第1号(ア)において「2級」とあるのは、「3級」と読み替えるものとする。

別記様式第 1

件名	(例) 艦隊艦所通信系のテレタイプ化	通信系構成図、将来計画、その他参考事項
希望する周波数	(例) 3～17MHz 帯の 10 波	
電波型式 空中線電力	(例) 3K00F3B 1KW	
業務種別	(例) 海上移動業務	
使用地域	(例) 横須賀、呉及び日本周辺海域	
必要とする理由		

〇〇〇〇〇用周波数

1 必要とする理由

(1行空ける。)

2 希望する周波数等

電波型式	周波数	空中線電力	業務の種別	備考

(1行空ける。)

3 使用地域

(1行空ける。)

4 使用期間

(1行空ける。)

5 その他 (もし、必要な場合)

移動局等開設（変更）事項書

部隊名、船舶名、 航空機名、又は機関名等					
移動局等の種別					
運用開始（変更）年月日					
無線機材の種類			数量		記事
番号	(新)	(旧)	(新)	(旧)	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

（※記事欄には新規充足、老朽更新による撤去等の開設及び変更の理由、或いは統合幕僚長が、陸上幕僚長等が現に承認を受けている移動局等の一部の無線機材を共用して移動局等を開設する場合には、共用する無線機材について共用の相手方となる移動局等に係る訓令第11条の第1号と第2号の事項をあわせ記載するものとする。）

移動局等の調査事項等

移動局等の種別	調査事項
1 移動局、船舶局及び航空機局	1 無線局の概要 (a) 器材名 (b) 型式 (c) 使用目的 (注) (d) 装備部隊等 (e) 送信装置の数 (f) 使用頻度 (g) 耐用年数 2 無線設備の主な使用地域 3 無線設備の使用技術 (注) 4 空中線の特性 5 無線設備の換装予定 6 他の電気通信手段への代替可能性 (注) 7 通信の相手方となる無線局の数 (注)
2 固定レーダー局	1 無線局の概要 (注) (a) 器材名 (b) 型式 (c) 使用目的 (d) 装備部隊等 (e) 送信装置の数 (f) 使用頻度 (g) 耐用年数 2 無線設備の主な使用地域 3 無線設備の使用技術 (注) 4 空中線の特性 5 無線設備の換装予定 6 他の電気通信手段への代替可能性 7 人体に対する安全距離及び安全距離の措置方法

注 法定局の電波使用状況調査における「通信の相手方となる無線局」として把握されている移動局、船舶局及び航空機局において、当該法定局の調査事項と同一となる場合は、その旨を記載して調査を省略することができる。

法定局等の開設等における代理人

機関等の区分	代理人(訓令第7条第3項に基づく防衛大臣が別に定める者)	代理人が行うことができる事務手続(付表第3の事項)
防衛省本省の内部部局	人事教育局長	防衛省庁舎医務室に関する付表第3の事項(13)
防衛省本省の施設等機関	防衛大学校長	防衛大学校に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	防衛医科大学校長	防衛医科大学校に関する付表第3の事項(1)から(14)まで
統合幕僚監部	統合幕僚監部指揮通信システム部長	統合幕僚監部及び自衛隊指揮通信システム隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
海上幕僚監部	人事教育部補任課長	海上自衛隊の幹部自衛官に関する付表第3の事項(14)
陸上自衛隊	システム通信団長	システム通信団に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	方面総監	方面隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	駐屯地業務隊長(駐屯地業務隊長を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長)	駐屯地業務隊(駐屯地業務を担当する部隊等の長)にあつては、当該部隊等に関する付表第3の事項(13)
	中央管制気象隊長	中央管制気象隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	防衛大臣直轄部隊及び陸上自衛隊の機関の長(方面総監及び中央管制気象隊長を除く。)	防衛大臣直轄部隊及び陸上自衛隊の機関に関する付表第3の事項(14)(方面隊及び中央管制気象隊に関する事項を除く。)
	海上自衛隊	自衛艦隊司令官
	海上訓練指導隊司令	海上訓練指導隊に関する付表第3の事項(1)

	から (13) まで
航空群司令	航空群に関する付表第3の事項(1)から(13)まで(航空群を支援する部隊に関する事項を含み、第23、第24及び第25航空隊に関する事項を除く。)
第23、第24及び第25航空隊司令	第23、第24及び第25航空隊に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
航空管制隊司令	航空管制隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで
潜水艦隊司令官	潜水艦隊司令部に関する付表第3の事項(1)から(12)まで
対潜資料隊司令	対潜資料隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで
海洋観測所長	海洋観測所に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
鹿児島音響測定所長	鹿児島音響測定所に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
艦艇開発隊司令	艦艇開発隊に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
地方総監	地方隊に関する付表第3の事項(1)から(13)まで(管轄下の基地隊、防備隊及び父島以外の基地分遣隊に関する事項を除く。)
地方総監部管理部人事課長	海上自衛隊の幹部自衛官以外に関する付表第3の事項(14)
基地隊司令	基地隊に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
防備隊司令	防備隊に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
基地分遣隊長(父島基地分遣隊長を除く。)	基地分遣隊(父島基地分遣隊を除く。)に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
教育航空群司令	教育航空群に関する付表第3の事項(1)から(13)まで(教育航空群を支援する部隊に関する事項を含む。)
システム通信隊司令	システム通信隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで(システム通信分遣隊に関する事項を除く。)

	潜水医学実験隊司令	潜水医学実験隊に関する付表第3の事項(13)
	学校長	学校に関する付表第3の事項(1)から(13)まで
	航空補給処下総支処長	航空補給処下総支処に関する付表第3の事項(13)
航空自衛隊	第2、第5及び第9航空団司令	第2、第5及び第9航空団に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	航空警戒管制団司令	航空警戒管制団に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	硫黄島基地隊司令	硫黄島基地隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	第1及び第3輸送航空隊司令	第1及び第3輸送航空隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	航空保安管制群司令	航空保安管制群に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	航空気象群司令	航空気象群に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
	航空医学実験隊司令	航空医学実験隊に関する付表第3の事項(13)
	航空システム通信隊司令	航空システム通信隊に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)(航空警戒管制団に関する事項を除く。)
	基地司令	基地に関する付表第3の事項(1)から(14)まで
	分屯基地司令	分屯基地に関する付表第3の事項(1)から(14)まで
共同の機関	自衛隊病院の病院長	自衛隊病院に関する付表第3の事項(13)
情報本部	情報本部長	情報本部に関する付表第3の事項(1)から(12)まで及び(14)
外局	防衛装備庁長官	防衛装備庁に関する付表第3の事項(1)から(14)まで

代理人が行うことができる事務手続

- (1) 法第8条第2項の規定に基づく予備承認中の無線局の工事落成延期の申請
- (2) 法第9条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく予備承認中の無線局の工事設計等の変更申請又は届出
- (3) 法第10条及び無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号。以下、「手続規則」という。）第25条第4項の規定に基づく無線局の工事落成の届出
- (4) 法16条の規定に基づく無線局の運用開始又は休止の手続
- (5) 法第17条第1項の規定に基づく無線局の通信の相手方の変更、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更工事の申請
- (6) 法第17条第3項の規定に基づく無線局の無線設備の変更工事の届出
- (7) 法第17条第1項の規定に基づく通信の相手方の変更に伴う法第19条の指定の変更の申請
- (8) 法第21条の規定に基づく無線局の承認状の訂正の申請
- (9) 法第24条の規定に基づく無線局の承認状の返納
- (10) 法第51条の規定に基づく無線局の無線従事者の選解任の届出
- (11) 手続規則第16条の規定に基づく無線局の再承認の申請
- (12) その他無線局の運用、検査又は電波の監視に関する届出及び報告
- (13) 法第100条第1項及び第5項の規定に基づく高周波利用設備の申請、届出及び報告等
- (14) 無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第10条の規定に基づく試験の受験申請書に添付する経歴証明書の発行

検査担当区分表

検査官	検査担当
整備計画局情報通信課の検査官	全ての移動局等
防衛省本省の施設等機関、情報本部及び防衛監察本部の検査官	防衛省本省の当該施設等機関、情報本部及び防衛監察本部に所属する移動局等
防衛装備庁の検査官	防衛装備庁及び地方防衛局に所属する移動局等 (注)
共同の部隊の検査官	共同の部隊に所属する移動局等
統合幕僚監部の検査官	統合幕僚監部、自衛隊指揮通信システム隊、統合部隊、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊に所属する移動局等
陸上自衛隊の検査官	陸上自衛隊（陸上幕僚長が監督する共同の機関を含む。）に所属する移動局等
海上自衛隊の検査官	海上自衛隊（海上幕僚長が監督する共同の機関を含む。）に所属する移動局等
航空自衛隊の検査官	航空自衛隊（航空幕僚長が監督する共同の機関を含む。）に所属する移動局等

注 訓令第 2 条第 2 項の規定に基づき、防衛装備庁長官が当該地方防衛局に所属する移動局等について、幕僚長等としての事務を行う場合に限る。

エ	<p>特殊無線技士（レーダー）については、電波法に基づくレーダー級海上特殊無線技士又は航空特殊無線技士の無線従事者試験における無線工学のレベルを標準とする。</p>									
(3)	<p>過去問 少なくとも過去2年以内に実施した問題と同一の問題は出題しないこと。</p>									